

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成30年7月12日(2018.7.12)

【公開番号】特開2016-211582(P2016-211582A)

【公開日】平成28年12月15日(2016.12.15)

【年通号数】公開・登録公報2016-068

【出願番号】特願2016-139708(P2016-139708)

【国際特許分類】

F 01 N	3/28	(2006.01)
F 01 N	3/08	(2006.01)
F 01 N	3/24	(2006.01)
F 01 N	3/035	(2006.01)
B 01 D	53/94	(2006.01)

【F I】

F 01 N	3/28	3 0 1 D
F 01 N	3/08	Z A B B
F 01 N	3/28	3 0 1 P
F 01 N	3/24	C
F 01 N	3/24	E
F 01 N	3/035	A
B 01 D	53/94	2 2 2
B 01 D	53/94	2 4 1
B 01 D	53/94	2 4 5
B 01 D	53/94	2 8 0

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年5月23日(2018.5.23)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

通路を境界付けおよび画定する縦方向に延在する孔壁と、吸気端と排気端との間を延在する軸長により形成された複数の縦方向に延在する前記通路を有する壁流フィルタを備えている触媒品であって、

前記通路が、

前記吸気端において開かれており、前記排気端において閉じられている吸気通路と、

前記吸気端において閉じられており、前記排気端において開かれている排気通路と、

前記孔壁内に前記壁流フィルタの全軸長にわたり配置され、及び該孔壁に浸透したSCR触媒組成物と、

前記排気端から延在し、前記壁流フィルタの軸長よりも短い長さである前記排気通路の壁に配置された酸化触媒と、を備え、及び

前記酸化触媒は耐火性酸化物担体上に分散した白金族金属成分を含み、及び

前記排気端から始まり、前記壁流フィルタの軸長に沿って部分的に延在するガス不浸透性領域をさらに備え、該ガス不浸透性領域におけるガス流は、2分の1未満に低下している触媒品。

【請求項2】

前記ガス不浸透性領域は前記酸化触媒により形成されている請求項1に記載の触媒品。

【請求項3】

前記ガス不浸透性領域は、アルミナおよび白金族金属を含む組成から形成されている請求項1に記載の触媒品。

【請求項4】

前記S C R触媒は前記孔壁に均一に浸透する請求項1に記載の触媒品。

【請求項5】

前記酸化触媒は前記ガス不浸透性領域における前記排気通路の前記壁のみに配置されている請求項1に記載の触媒品。

【請求項6】

ディーゼルエンジンから放出され、通路を境界付けおよび画定する縦方向に延在する孔壁と、吸気端と排気端との間を延在する軸長とにより形成された複数の縦方向に延在する前記通路を有する壁流フィルタを通って流れる排ガスを含有する、CO、炭化水素、NOx、および煤を含む希薄燃焼のディーゼル排気流を処理する方法であつて、

前記通路が、

前記吸気端において開かれており、前記排気端において閉じられている吸気通路と、前記吸気端において閉じられており、前記排気端において開かれている排気通路と、を備えており、

前記排ガス流は前記孔壁内に配置されたS C R触媒組成物と接触し、その後、前記排気端から延在し、前記壁流フィルタの軸長よりも小さい長さの前記排気通路の壁に配置された酸化触媒と接触する構成を有し、

前記S C R触媒組成物は、前記孔壁内に前記壁流フィルタの全軸長にわたり配置され、及び該孔壁に浸透し、

前記酸化触媒は耐火性酸化物担体上に分散した白金族金属成分を含み、及び前記壁流フィルタの軸長に沿って前記排気端から延在するガス不浸透性領域を更に備えており、該ガス不浸透性領域におけるガス流は、2分の1未満に低下していることを特徴とする方法。

【請求項7】

エンジンの下流に位置する請求項1に記載の前記触媒品を含む、希薄燃焼のディーゼルエンジンから放出された排ガスを処理するシステム。

【請求項8】

前記触媒の上流に配置された尿素噴射装置をさらに備えている請求項7に記載のシステム。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0036

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0036】

一部の実施形態では、触媒品は、排気端から始まり、壁流フィルタの軸長に沿って一部が延在するガス不浸透性領域をさらに備える。用語「不浸透性領域」は、ガス流が衝突する抵抗がより高い領域であつて、それ故正常な流動条件下で、2分の1未満、より詳細には、5または10分の1未満のはるかに低い条件でガスが流れるフィルタ壁における範囲を意味する用語として定義される。一部の詳細な実施形態では、ガス不浸透性領域は酸化触媒により形成される。追加的な詳細な実施形態では、ガス不浸透性領域は排ガス成分に反応しない物質から生成される。さらなる詳細な実施形態では、ガス不浸透性領域は、酸化触媒として作用しないが、ガス種に反応する物質でもよい。代替的に、ガス不浸透性領域は、酸化触媒、不活性物質および/または反応性が異なる物質の組み合わせから形成されてもよい。特定の実施形態では、ガス不浸透性領域は、アルミナおよび白金族金属を含む組成から生成される。